（その１）

収支報告書

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　きはらせいじこうえんかい

1 政治団体の名称　木原誠二後援会

2 主たる事務所の所在地　東京都東村山市廻田町4-3-4

3 代表者の氏名　野島　善司

4 会計責任者の氏名　西倉　賢二

事務担当者の氏名　柳沼　桂子

（電話）　042-392-4105

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	木原　誠二
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付	審査	確認
	√	
消込	パンチ	照合
済		

6069号
2.5.20
東京都選挙管理委員会
事務局

100400

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	13,713,895
（前年からの繰越額）	2,733,895
（本年の収入額）	10,980,000
支　出　総　額	9,559,340
翌年への繰越額	4,154,555

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	第6回木原誠二君を励ます会	10,980,000	平成31年1月20日立川市曙町パレスホテル立川にて開催
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	10,980,000	

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	第6回木原誠二君を励ます会	10,980,000	905	H31/1/20	立川市曙町2-40-15 パレスホテル立川	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	合計	10,980,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	8,824	0	
(3) 備品・消耗品費	192,596	0	
(4) 事務所費	916,282	0	
小計	1,117,702	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,441,638	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	416,415	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	8,025,223	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	8,441,638	0	
合計	9,559,340		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	8,824				
	合計	8,824				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	封筒作成代	48,384	H31/1/31	株式会社雄進プラス	東京都文京区関口1-24-8東宝江戸川橋ビル6階	
2	シール作成代	106,002	R1/10/31	株式会社雄進プラス	東京都文京区関口1-24-8東宝江戸川橋ビル6階	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	38,210				
	合計	192,596				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	車検代	120,000	H31/3/29	有限会社栁下自動車	東京都武蔵村山市中藤4-34-5	
2	郵送代	36,572	H31/4/10	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	自動車保険	105,080	H31/4/26	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
4	家賃	32,400	H31/1/31	株式会社武蔵ブライダルズ	東京都武蔵村山市残堀5-106-1	
5	家賃	32,400	H31/2/28	株式会社武蔵ブライダルズ	東京都武蔵村山市残堀5-106-1	
6	家賃	32,400	H31/3/31	株式会社武蔵ブライダルズ	東京都武蔵村山市残堀5-106-1	
7	家賃	32,400	H31/4/30	株式会社武蔵ブライダルズ	東京都武蔵村山市残堀5-106-1	
8	家賃	32,400	R1/5/31	株式会社武蔵ブライダルズ	東京都武蔵村山市残堀5-106-1	
9	家賃	32,400	R1/6/30	株式会社武蔵ブライダルズ	東京都武蔵村山市残堀5-106-1	
10	家賃	32,400	R1/7/29	細渕雅恭　細渕陽二	東京都東村山市廻田町4-3-4	
11	家賃	32,400	R1/8/30	細渕雅恭　細渕陽二	東京都東村山市廻田町4-3-4	
12	家賃	33,000	R1/9/30	細渕雅恭　細渕陽二	東京都東村山市廻田町4-3-4	
13	家賃	33,000	R1/10/31	細渕雅恭　細渕陽二	東京都東村山市廻田町4-3-4	
14	家賃	33,000	R1/11/29	細渕雅恭　細渕陽二	東京都東村山市廻田町4-3-4	
15	家賃	33,000	R1/12/27	細渕雅恭　細渕陽二	東京都東村山市廻田町4-3-4	
	この頁の小計	652,852				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	政治資金監査業務	48,895	H31/4/26	税理士岡野哲史事務所	東京都あきる野市秋川1-1-13ABCビル5F	
17	事務所移転工事代	100,000	R1/8/1	有限会社小町総業	東京都東村山市廻田町2の11の1	
18	NHK受信料	12,730	R1/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南1丁目6-12渋谷コロンバンビル2階	
19	自動車税	45,000	R1/5/20	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
20	自動車税	51,700	R1/5/20	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
21						
	この頁の小計	258,325				
	その他の支出	5,105				
	合計	916,282				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	印刷・折込代	416,415	R1/5/31	株式会社小平広告	東京都小平市回田町297-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	416,415				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					第6回木原誠二君を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	記念品代	890,750	H31/1/30	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
2	宴席代	6,885,803	H31/2/4	株式会社パレスエンタープライズパレスホテル立川	東京都立川市曙町2丁目40番15号	
3	印刷代	42,120	H31/2/4	有限会社協同	東京都東村山市富士見町3丁目21番1	
4	会場設営代	206,550	H31/2/27	株式会社ゼンショーホールディングス	東京都港区港南2丁目18番1号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	8,025,223				

(その17)

資○産　等　の　状○況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　11日

政治団体の名称　木原誠二後援会

会計責任者の氏名　西倉　賢二

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月１１日

木原誠二後援会
代表　野島　善司　殿

登録政治資金監査人　
登　録　番　号　第　９４９　号
研修修了年月日　平成２１年４月２１日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、木原誠二後援会の令和１年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、木原誠二後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

木原誠二後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上